

第 22 回 大日本帝国憲法の制定

1. 士族反乱

征韓論で下野した参議たちを中心とした没落士族たちは、尊王攘夷論者であったため、政府が採用する欧米化政策に批判的であった。しかも、従来の特権はことごとく奪われていくばかりだった。1874年正月早々、高知県の士族が岩倉具視を襲ったのをはじめとして、同年、民撰議院設立建白書にも署名した江藤新平を迎えた佐賀の士族たちは、3000名を集め、反乱を起こした（**佐賀の乱**）。続く1876年、廃刀令に憤激した熊本の士族は、太田黒伴雄を中心に敬神党（神風連）を結成し、蜂起したが鎮圧されてしまった（**敬神党の乱＝神風連の乱**）。この敬神党の乱に呼応した旧秋月藩士族たちは、宮崎車之助をリーダーに蜂起したが、鎮圧されてしまった（**秋月の乱**）。一方、山口の萩では、参議前原一誠を中心に旧藩校明倫館を拠点に挙兵した。しかし、同藩出身の山形有朋の命令を受けた鎮圧軍は、この反乱を抑えた（**萩の乱**）。士族の反乱が相次ぐ中で、**西郷隆盛**は、彼が設立した私学校の生徒たちの要請を受けて、ついに蜂起した。**西南戦争**の開始である。戦闘は、約8カ月に及び、西郷以下300名の士族は、自殺あるいは戦死した。

◆征韓論政変（明治6年の政変）は、現象的には朝鮮政策をめぐる政府部内の内紛として展開したが、実質的には王政復古以後の国家権力を支えてきた社会的勢力の大きな分裂を意味しており、公然たる反政府的気運を拡大する契機となった。

2. 自由民権運動

◆自由民権運動の概括

定義＝立憲政体の樹立をめざして明治前半期にくり広げられた政治運動。

要求（目標）＝国会開設・立憲政体樹立

思想＝代議政体論・天賦人権論

媒介＝新聞（新たなマス・メディアの果たした役割大）・雑誌・政談演説会（民権運動の高揚は新たなパフォーマンス抜きにしては考えられない）。

1) 士族民権

征韓論で下野した参議、板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣らと由利公正・小室信夫らは、1871年1月、東京で愛国公党を結成し、有司専制に反対し、議会設立を要求する**民撰議院設立建白書**を政府左院に提出した。その内容は、イギリス人ブラックが発行していた邦字新聞『日新真事誌』に発表され、たちまち賛否両論がおこった。なお、愛国公党は同年3月消滅してしまった。この建白書提出をきっかけに西日本を中心に地方政治結社が相次いで結成された。その中心となったのが、板垣退助らが土佐で結成した**立志社**

であった。各地の地方政治結社は、1875年、代表者を大阪に送り、**愛国社**を結成した。これに対し政府は、井上馨の斡旋で、大久保利通と板垣退助、さらに台湾出兵を批判し、参議を辞めていた木戸孝允を加えて**大阪会議**を開催した。この会議は、孤立していた大久保政権の再編成をめざして開催されたものであった。会議の結果、**漸次立憲政体樹立の詔**が出され、元老院（立法）・大審院（司法）を設置し、府知事・県令を集め**地方官会議**を開くことが決定した。この会議の結果、板垣の政府復帰が決まり、愛国社は一時活動を停止した。政府は一定程度民権派の要求を受け入れたが、それだけではなく、大阪会議の直後、新聞紙条例と**讒謗律**（この用語は、**讒謗**律と書きますが、こんなややこしい用語を漢字で書かせる大学っておかしいですよ。私の記憶によれば、確か1校あったかなかったかですが…。とりあえず、こんな漢字を書きます）を制定すると共に、出版条例（1869年制定）を改正し、反政府的な言論活動を厳しく取り締まった。また、1877年、西南戦争が起きた際に、立志社のグループが挙兵しようと計画し、グループが捕われる事件も起きている。この時期の運動は、その点で、士族層が主体であり、士族反乱と大差なかったと評価することもできよう。

2) 豪農民権

1879年の府県会の開設によって地方の豪農層が議員となり、民権運動の有力な担い手として加わった。これより少し早く、1877年の西南戦争の最中に片岡健吉らは国会開設・地租軽減・対等外交を要求する**立志社建白**を天皇に上奏しようとした。また、78年には一時活動を停止していた愛国社も活動を再開した。そして1880年、第4回愛国社大会が大阪で開かれ、新たに**国会期成同盟**に発展することが決まった。同盟は、2府22県、8万7000人余りの国会開設署名を集め、運動は大きく発展しはじめた。政府はこうした動きに対して、同年、**集会条例**を制定し、取り締まりを強めた、なお、集会条例は、80年12月と82年の2度にわたって改正された。

3) 明治14年の政変

この間政府にあった参議大隈重信は、福沢諭吉らと結びつき、国会の早期開設を主張し、伊藤博文・山県有朋らと対立していった。1881年、たまたま**開拓使官有物払い下げ事件**が起こり、世論は政府非難にわきかえった。この事件は、開拓使長官の黒田清隆と同じ薩摩藩出身の政商五代友厚の関西貿易社（商会）に10年の歳月と1400万円の費用を投じた官有物（倉庫・船舶）を39万円・30年賦・無利子で払い下げようとしたものだった。政府内部でも大隈がこのことを批判し、世論の攻撃も強まったため中止された。さらに政府は、民権派に先んじて明治23年=1890年を期して国会を開設することを決定し、勅諭として発表した。そして払い下げの情報を漏らしたという理由で、大隈を参議から罷免した。

◆明治14年の政変の最大の結果

政変以前には政治情勢を左右する主導権は、民権運動側にあり、政府権力は運動への対応

に迫られ、情勢に追随する立場にあった。しかし、政変が伊藤博文を首謀者として政府中枢が計画・実施したものであったことから、政変後は政治情勢全般における主導権は次第に政府側に移っていったといえる。

4) 政党の結成

民権派の要求であった国会開設は受け入れられた。そこで、民権派は次に政党の結成をはじめた。まず、1881年、国会期成同盟を基盤として板垣退助を総理とする**自由党**が結成された。翌82年には大隈重信を党首とする**立憲改進黨**が結成され、さらに同年、吏党（政府の御用政党）立憲帝政党も福地源一郎を党首として結成された。自由党は、その性格としてフランス流の急進的な立場を取り、国民主権・一院制議会・普通選挙を綱領として、士族・豪農・自作農らを基盤としていた。一方、改進黨は、イギリス流の穏健主義の立場を取り、主権は君民同治にあるとし、二院制議会・制限選挙を綱領にしていた。三菱などの商工業者の支持を得ていたが、自由党のような大衆的な基盤はなかった。

5) 激化事件

民権運動が順調に活動を行っているように見えたこの時期、国家財政は危機に瀕していた。ここでは、その具体的な内容を述べないが、西南戦争以降の極端なインフレ政策のために、政府はその対策に苦慮していた。明治14年の政変で財政担当者であった大隈が罷免されると代わって**松方正義**が大蔵卿に就任した。松方は、激しいインフレを抑えるためにデフレ政策を実施していった。デフレ政策の効果が現れ、米価が下落し、繭価も大幅に下落した。そのため、農民の階層分化が急速に進み、豪農と中小農民との対立がはじまった。事実、1885年農商務省の「興業意見」では、全人口の58%が下等の生活をしていると推定している。政府は、民権運動の高揚に対して、集会条例を利用して弾圧を行う一方で、1882年11月、自由党の幹部板垣と後藤を外遊させた。その費用は三井から出されたものであった。その結果、党内でもこの外遊を批判する人たちが多くなり、改進黨も板垣らの外遊を批判したが、逆に自由党は大隈と三菱の関係を暴露し、両党は一番協力しあう必要がある時期に対立を激化させてしまった。

松方デフレ政策の影響は、特に東日本の養蚕地帯に広がっていった。1882年、河野広中を議長とする福島県議会は、薩摩藩出身の県令三島通庸が進める道路開発のための強制労働と工事人夫賃徴収を止めさせようとした。これに対し三島は県警に福島自由党の主要メンバーの逮捕を命じた。農民たちは、反対運動を起こしたが、検挙されてしまった（**福島事件**）。その後、新潟自由党のメンバーが内乱陰謀の容疑で検挙された高田事件や、群馬自由党員が貧農たちを率い高利貸と政府高官の暗殺計画を立てた群馬事件、茨城自由党の急進派がダイナマイトを準備し、政府高官と新県令三島通庸を暗殺する計画で加波山にたてこもった**加波山事件**などが起こった。この加波山事件の最中、自由党は解党した。

◆加波山事件後の自由党の解党

背景には、松方デフレによる深刻な経済不況があった。松方デフレにより民権運動を推進してきた地方の豪農たちが経営難に陥り没落し、あるいは資金的に政治運動を支え切れなくなり、組織的にも全国的な運動の統制を仕切れなくなったことが原因している。

1884年、自由党解党後、埼玉西部の秩父の農民たちは**困民党**を結成し、借金の40年賦返済・小作料減免・村費半減などを要求して蜂起し、警察・郡役所・高利貸などを襲った。政府は、この事件に対し、陸軍と警察を動員して弾圧した（**秩父困民党**）。1884年、朝鮮で甲申事変が起こると民権派は、活動の拠点を求め、朝鮮の内政改革のために武器を携え大阪から出港する計画を立てた。事件は事前に警察の知るところとなり、大井憲太郎・福田英子らが捕えられた（**大阪事件**）。福田は、当時女性の民権運動家として知られ、後に社会主義運動に参加した。自らの経歴などについては『**妾の半生涯**』という著作に記している。（岩波文庫で発売されています）。

6)大同団結運動

民権運動は、相次ぐ激化事件によって完全にマヒしてしまった。1886年、旧自由党有志が東京で集会を開催し、この席で発起人**星亨**が**大同団結**の趣旨を説明し、運動はようやく再開されることとなった。翌87年、同様の集会が大阪でも開かれた。この時、伊藤博文内閣は、条約改正案を審議しており、これに対して片岡健吉らは、地租軽減・言論集会の自由・外交失策の挽回を内容とする**三大事件建白書**をまとめ、元老院に提出した。政府は民権運動の再燃に対し、同年、**保安条例**を制定した。これにより、尾崎行雄・星亨・中江兆民・片岡健吉ら570名が東京から追放された。さらに政府は、民権運動活動家への懐柔策として、1888年2月、大隈重信を第1次伊藤内閣の外相に迎え、89年3月には、後藤象二郎を黒田清隆内閣の通信大臣に迎えた。

3. 大日本帝国憲法の制定

1)民権派の私擬憲法

国会開設が政府の発表により明らかになると、民権各派は憲法草案＝私擬憲法を作成した。一概に私擬憲法といってもその背景とする思想は、天賦人権論を基礎とする人民主権論と立憲君主論とがあった。前者は、一般的に自由党系のものが多く、後者は改進黨系のものが多い。植木枝盛の「東洋大日本国憲按」は、人民主権論をとった代表的な草案で、抵抗権・革命権を認めた徹底的な民主主義を表明していた。また、1881年立志社が作成した「日本憲法見込案」もある。さらに、福沢諭吉の慶応出身者や縁故の実業家を主な会員とする交詢社は、「私擬憲法案」を発表しているし、千葉卓三郎ら東京五日市の青年たちは、各国の憲法の学習を通じて「日本帝国憲法」（通称を「五日市憲法草案」という）を作成した。

◆私擬憲法の本質

絶対無限の天皇大権に制限を加え、人民の権利を基本にすえてこれを守り、発展させることにあったのだから、多くの場合、国会・内閣・選挙権の問題として論議された。

2)元老院草案

民権派の草案作成とは別に、政府も1876年から元老院で「日本国憲按」という憲法草案を作成し、80年に完成したが、岩倉具視の反対で廃棄された。廃棄された理由は、立法権を議会に認めるなど君主権の制限が強かったためであった。

3)草案作成過程

明治14年の政変を経て、岩倉具視は、①天皇主権、②それを傷つけない限りにおいての議会の承認、③天皇の統帥権承認、の3点を柱とする意見書を提出していた。この方針を受け継いだ伊藤博文は、1882年～83年にかけてヨーロッパに渡り、ドイツ＝プロシアの憲法理論をドイツのグナイスト、オーストリアのシュタインから学んだ。伊藤は帰国後、宮中に制度取調局（後の内閣法制局）を設置し、憲法の起草にあたった。制度取調局のメンバーは、伊藤博文・井上馨・伊東巳代治・金子堅太郎とドイツ人法律顧問ロエスレルであった。草案は井上が作成したものを土台に神奈川県の夏島にあった伊藤の別荘で彼らが合宿し、修正案を作成した、その後、首相官邸のあった東京高輪での2回の会議でさらに修正が加えられた。こうしてできあがった憲法草案は、1888年創設された枢密院で3回にわたる審議を経て完成された。なお、枢密院の初代議長には伊藤博文が就任した。完成された憲法＝大日本帝国憲法は、全文7章76条からなり、1889年2月11日、黒田清隆首相に手渡された欽定憲法としての性格を持つものであった。

4)憲法の内容

まず天皇は、**国家元首**として存在する。そして天皇は、**統治権**を有している。統治権の行使は、行政権の場合は国務大臣のほひつ輔弼により、立法権の場合は、帝国議会の協賛を経て行われると定められていた。だから、内閣は天皇に対して責任を負うこととなる。また、帝国議会は、国民から選挙で選ばれる**衆議院**議員と、皇族・華族・勅撰議員を中核とする**貴族院**から構成され、衆議院が予算の先決権を持つ以外、両院は平等であった。現在でいう基本的人権＝臣民の権利については、居住移転の自由、信書の秘密、言論・著作・印行・集会及び結社の自由は認められていたが、それらはいずれも制限つきであった。

4. 諸制度の整備

1)華族令・内閣制

憲法制定と並行して国家体制の整備が行われた。まず、1884年に華族令が公布され、家

族の身分にあった者及び明治維新の功労者に爵位を与えた。それは、公・侯（注意！侯であって、候=気候の「候」じゃないよ！！）・伯・子・男の5爵位で国会開設時の永久与党を作るためのものであった。

ついで、翌85年、内閣制度が作られた。発足した内閣は、9名の国务大臣中7名が薩長出身者の完全な藩閥政府であった。内閣制が創設したことにより、宮内省は内閣外の機関となることに決まった。宮内省・内閣両方に属さない大臣で、天皇の補佐役として内大臣が設けられ、三条実美が就任した。

2)皇室財産

皇室財産は、1872年から設定された。その大半は、官有財産であった山林・株式で、宮内省が管理した。その強化は、1885年から90年にかけて行われた。これにより、約365万haの皇室所有地が成立した。政府は日本銀行・横浜正金銀行の政府所有株式を皇室に移し、1887年の日本郵船の株式を合わせて計850万円の株式を天皇が所有することになった。こうして天皇は、日本最大の山林地主・株式資本家となったのである。

5. 地方行政制度

憲法に基づく政治体制の成立と並行して、地方自治制度が整備されていった。今一度、明治初期からの動向を記すと以下のようなになる。（出題はさほど多くないのですが、関東圏のいわゆる難関私大で、細かな用語まで記させる問題があったように思います。）

1868年	政体書一府藩県三治制
1869年	版籍奉還一旧藩主を知藩事に任命し、石高に代わり家禄を与える。
1870年	藩制画一化一職制・財政・家禄などを共通にし、知藩事の家禄を藩高の1割とした。
1871年	廃藩置県一261藩廃止・3府302県設置。同年11月に3府72県、88年には3府43県となる。
1872年	大区小区制一従来の郡町村を廃止し、大区小区制を導入。
1878年	三新法一 郡区町村編制法 （ 編制 に注意！編成じゃないよ！）・府県会規則・地方税規則 郡区町村編制法一大区小区制を廃止。郡町村が地方行政の単位。町村ごとに戸長を選ぶ。 府県会規則一公選の府県会を設置。 地方税規則一府県税や民費（地租改正で課税することが決定）を徴収することが明確化。
1884年	戸長の公選を廃止し、府知事・県令が選任することとなる。
1888年	市制・町村制一人口2万5000人以上の町を市とし、郡と対等の行政区画とする。

市長は、市会の推薦する候補者を内務大臣が任命する。
町村長は無給。町村会で公選。
市町村会議員選挙は、納税額による選挙制限。3年に1回の半数改選（任期6年）

1890年 府県制・郡制—府県会議員は、市会・郡会議員などの間接選挙で選出。

6. 沖縄・北海道

沖縄では、琉球処分後も県民には公民権を与えない旧慣温存策が取られた。宮古・八重山島民には、15～50歳の男女には年貢を人头割する人头税が採用されていたため、島民たちはその廃止を求めて立ち上がったが、弾圧されてしまった。その後1899年、地租改正が実施された。県の農業技師謝花昇（しゃはなのぼる）らは、県民の権利を守るため、衆議院議員選挙法に基づき選挙権を与えよと訴えたが、選挙法の適用は、ようやく1912年になってからのことであった。

一方、北海道では、1869年、開拓使が設置され、同年、北海道と改称された。1874年には屯田兵制が設けられた。1882年、開拓使が廃止され、函館・札幌・根室の3県が設置されたが、1886年、北海道庁に改められた。政府は先住民であるアイヌに対しては厳しい統制を行った。日本人入植者たちも鹿・熊・鮭などを乱獲したため、アイヌの人々の生活は苦しくなった、また、アイヌ人に対し、日本語や日本式の姓氏を強制し、1899年には、アイヌ人保護を名目に、北海道旧土人保護法を公布した。（この法律の名称からも、いかにアイヌ人差別をしていたかが理解できます。）

7. 諸法典の整備

1)刑法

1870年、新律綱領が制定された。これは養老律御定書百箇条を参考にしたもので、刑罰は笞・杖・徒・流・死と決まっており、適用には身分による差があった。（古代の律令やんか!!!）しかし、1873年、司法卿江藤新平は、フランス刑法を参考にして、改定律令を制定した。だが、皮肉なことにこの法の制定者である江藤は、翌年、自らが作成したこの法によって死刑に処された。（Oh! My God! あり得ない! 嘘のような本当のお話。こんなこと、歴史の皮肉であるのですよね。）その後、1882年、フランス人ボアソナードが顧問となり刑法と治罪法が施行された。刑法には皇室への犯罪である大逆罪や不敬罪、政治犯罪にあたる内乱罪が設けられた。治罪法は、裁判の取り決めがなされているが、1890年に改訂されて、ドイツ流の刑事訴訟法が公布・施行された。

2)民法

民法は、1880年、大木喬任法編纂局総裁の下で、ボアソナードと箕作麟祥によってフランス流民法が作られ、1890年4月公布、93年施行と予定された。しかし、ドイツ法学を学んだ学者たちから施行延期が提案された。いわゆる**民法典論争**である。延期派の穂積八束は、「民法出でて忠孝亡ぶ」と批判し、賛成派の梅謙次郎と対立し、ついに改正民法が作成されることとなった。1898年公布された民法は、戸主権・家督相続権・男女不平等の内容を含んでおり、家族制度の支柱となった。

3)商法

商法も日本の習慣と合わないとは批判され、1890年、ドイツ人ロエスレルらが作成し、公布された商法は、翌91年施行の予定であったが延期され、1899年になって修正された商法が公布・施行された。

8. 初期議会

1)衆議院議員選挙法

政府は、憲法公布後の黒田清隆首相の超然主義演説に見られるように、政党とは一線を画して政治を行う態度を表明した。こうした政府と政党との対立状況の中で、最初の衆議院議員選挙が実施された。この選挙法は、直接国税15円以上納入者、男子満25歳以上に選挙権が与えられるという制限選挙であり、小選挙区・記名投票とされていた。選挙権を有する者は、全人口の1.1%にしか過ぎなかった。しかし、第1回総選挙の投票率は93.9%であった。

2)議会の動向

第1回総選挙で、かつての民権派＝民党（立憲自由党・立憲改進黨）は総議席300の内171議席を占めた。内訳は、立憲自由党130、立憲改進黨41である。民党優位のもとで第1議会は開催された。山県有朋首相は、主権線＝国境と利益線＝朝鮮付近の防衛のための軍事費増強を議会に訴えた。しかし、民党側は、民力休養＝地租軽減と経費節減＝行政改革を主張し、対立した。山県内閣は、こうした事態に対して、立憲自由党土佐派議員29名を買収して、切り崩しをはかった。この裏切りを知った中江兆民は、議会は「無血虫^{うじむし}の陳列場」だと批判し、議員を辞職した。

（中江兆民が批判した日本の国会がその後どれだけの進歩を遂げたか、否、本質的には何ら変化が見られないのか、いつも私は考え込んでしまいます。兆民が批判してやまない日本の議会、兆民については、すでに『中江兆民全集』（岩波書店）が刊行されて久しいですし、その全貌はこれまでよりもずっと楽にとらえることが可能になっていますが、まずは、その導入として、『TN 君の伝記』から入るのが良いでしょうし、幸徳秋水の『兆民先生』

などが読まれるべきでしょう。これは何も私がかつて学びかけ、挫折した近代政治思想史などという正直に言ってしんどい勉強ではなくて、やはり、明治期の偉大な思想家、私には、福沢諭吉よりも、おそらくずっとしんどい思想家だと思われる兆民について、少しは知った上で、日本の近代をとらえる必要があると感じてのあえてのつけたしです。『TN 君の伝記』は、子ども向けであるが故に、かえって兆民の素顔をわかりやすく、きちんと記している本だと思います。)

第2議会で、民党は政府予算案のうち、軍艦建造費・製鉄所設立費を全額削減して政府と対立した。松方正義内閣の樺山資紀海相は、この予算案の説明の際、有名な蛮勇演説を行った。松方首相は、議会を解散し、民党を抑え込むこととした。1892年に実施された第2回総選挙では、品川弥二郎内相を先頭に選挙大干渉が行われたが、民党はわずか8議席を減らしただけの163議席を確保し、第3議会で内閣は、選挙大干渉を批判され、総辞職に追い込まれた。

内閣は次に第2次伊藤内閣となった。この内閣は、山県・黒田・井上馨ら明治維新の功労者を集めた内閣だったために、俗に元勳内閣とよばれている。伊藤は組閣後、「明治政府末路の一戦」と決意表明を行い、なみなみならぬ覚悟で政治を運営することを明らかにした。1892年11月、開会された第4議会で民党は、軍艦建造費削減、酒・煙草増税案否決、内閣弾劾上奏案可決をもって対立した。政府は、議会を停止し、天皇の名で政府と議会に建艦詔勅＝和衷協同の詔勅を出させることに成功した。この詔勅は、皇室歳費の10分の1を6年間支出することと官吏の俸給10分の1の供出を示したものであった。この詔勅の効果は大きく、民党は、予算案をほぼ原案通り承認した。

第5議会以降、民党は条約改正に対立の争点を求めていった。第2次伊藤内閣の陸奥宗光外相の進める改正案では、治外法権撤廃のために、外国人の内地雑居を認めることとなっていたが、これを時期尚早だとして対立したのである。立憲改進黨を中心とする民党と国民協会は連合して対外硬派連合（対外硬六派）を結成し、1893年12月、現行条約勅行決議案を提出し、政府に迫った。政府はこれに対し、議会を解散した。翌94年3月に実施された第3回総選挙でも、対外硬派連合は167議席を確保した。また、政府と協力関係にあった自由党（119議席）も対外硬派とは一線を画しつつも、同調する姿勢を示した。

第6議会でも民党は、内閣の内政・外交を批判する弾劾決議を通過させたため、1894年6月2日、政府はまたもや議会を解散した。しかし、この日朝鮮で甲午農民戦争＝東学党の乱が起こり、政府が天津条約を理由に朝鮮への出兵を決め、そのまま日清戦争が開始された。日清戦争の開始直後の9月に第4回総選挙が行われた。しかし、民党はすでにかつてのように政府と対立する姿勢を取らなかった。天皇・政府・大本営が広島に移動したこともあり、同年10月、広島で開会された第7議会は、軍事費1億5000万円をわずか30分で可決した。

9. 条約改正

1) 寺島外交

岩倉使節団の交渉失敗の後、政府は本格的な条約改正交渉を実行することとなった。まず、外務卿寺島宗則は、税権回復を柱に交渉を行い、アメリカの同意を得て、吉田・エバーツ条約を結ぶまでになった。しかし、この条約は、同じ内容の条約を他の国々とも結ぶことを前提としており、イギリスとドイツが反対したため、失敗に終わった。しかも条約改正交渉中に、横浜在留のイギリス人ハートレーがアヘンを密輸しようとして税関に摘発され、イギリスの領事裁判に訴えられたが、領事は領事裁判権＝治外法権を利用して無罪を宣告するというハートレー事件が起こり、法権回復こそ先に解決しなければならないという世論が高まった。

2) 井上外交

寺島宗則について外務卿から第1次伊藤内閣の外相になった井上馨が交渉を行った。井上は、法権・税権の一部回復をめざし、交渉を行った。改正案は、外国人判事の任用と外国人の内地雑居を認める代わりに治外法権を撤廃し、あわせて関税率を引き上げるというものであった。この井上案に対して内閣法律顧問ボアソナードが反対意見を提出したのを皮切りに政府内でも谷干城農商務大臣が辞任し、民権派も**三大事件建白書**を提出するなど批判が相次いだ。井上は、列国の外交官の関心をかうために、イギリス人コンドルが設計した鹿鳴館（東京日比谷にあった）で連日、舞踏会や宴会を開き、徹底した欧化主義政策を実施したために、知識人・政府関係者以外に庶民からも反発を受けることとなった。

（これがいわゆる鹿鳴館外交という奴です。舞踏会のために、政府のお歴々は洋服を新調し、踊りを覚えと大変でした。しかし、洋服屋にオーダーメイドしたものの、出来上がって着る際には、太って着ることができなかつたり、高官の奥様方は、背中のあいたドレスを着るにもかかわらず、背中に膏藥（サロンパスのような）を張ったまま、ドレスを着て、笑いを誘ったりと、それはそれは、もうしっちゃかめっちゃかだったようです。大体士族だって、下級武士です。これまでの習慣を一挙に改めるなんてことはできませんよね。無理しすぎなんです。このあたりについては、やはり視覚に訴えるのが一番です。『ビゴー日本素描集』・『続ビゴー日本素描集』（いずれも岩波文庫）を使って見せるのがいいと思います。なんとなく、情けない日本人の姿しか描かれていないのですが、当時はこんな程度だったのですよね。おそらく、日本が後進国だったことを知らない若い生徒たちに、きちんと教えることも大事だと思います。それとも、三島由紀夫の小説で迫りますか？）

3) 大隈外交

1888年、黒田清隆内閣の外相に就任した大隈重信は、欧米諸国と各国別に交渉を行った。内容は、外国人判事を大審院に限定するとしたほかは先の井上案と同様の内容であったた

めに、激しい批判が起こった。また、井上と同じく徹底した秘密主義を取り、国民に内容を知らせなかった。ところが、大隈の交渉内容がロンドン・タイムスに掲載され、新聞『日本』がこれを翻訳して報道すると、たちまち激しい反対運動が展開された。この反対運動は次第に激化し、国家主義団体玄洋社社員の来島恒喜が大隈に爆弾を投げつけ、負傷させたことで改正交渉は中止されてしまった。

4)青木外交

山県内閣の青木周蔵外相は、治外法権撤廃交渉に絞りイギリスとの交渉を開始した。当時、イギリスはロシアの南下政策・アジア進出に対抗するために、「名誉ある孤立政策」を捨て、日本との交渉に応じた。改正案が両国で作成されたが、1891年、来日したロシア皇太子が滋賀県大津で津田三蔵巡査に襲われるという事件、**大津事件**が起こったため、青木外相はその責任を取って辞職し、交渉は中断された。政府は、この事件でロシアからの報復を恐れ、司法当局に圧力をかけ、津田を死刑にするよう要求したが、大審院院長児島惟謙は、これを拒否し、津田を無期懲役として司法権の独立を守った。

5)陸奥外交～小村外交

その後成立した第2次伊藤内閣の外相陸奥宗光は、前任の外相青木周蔵を駐英公使に任命し、イギリスとの交渉に当たらせ、1894年、ついに**日英通商航海条約**締結にこぎつけた。この条約締結により、治外法権の完全撤廃と関税の一部引き上げが実現された。条約は、1899年、青木周蔵外相の時に実施された。そして有効期間12年が終了する1911年、小村寿太郎外相が交渉を行い、**日米通商航海条約**が結ばれ、ついに税権の完全回復に成功した。